

周南市議会委員会傍聴規程

〔平成15年5月13日〕
議会規程第4号

改正 平成28年11月21日議会規程第2号 令和2年5月29日議会規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、周南市議会委員会条例（平成15年周南市条例第243号）第72条の規定に基づき、周南市議会の常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手續)

第2条 委員会を傍聴しようとする者の入場は、先着順とする。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、委員長が定める。

(委員会室に入ることができない者)

第4条 次に該当する者は、委員会室に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、委員会室内にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 委員会室における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 携帯電話その他の情報通信に関する機器の電源を切ること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、委員会室の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、委員会室内において撮影、録音等をしてはならない。ただし、報道関係者及びあらかじめ委員長の許可を得た者は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により、報道関係者は報道関係者であることを示す腕章を、及び委員長の許可を得た者は当該許可を得たことを証する腕章を、それぞれ委員会室において常に着用しなければならない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 委員長は、傍聴人がこの規程に違反するときは、これを静止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年11月21日議会規程第2号)

この規程は、平成28年12月6日から施行する。

附 則 (令和2年5月29日議会規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。